

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和元年9月2日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第5号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月2日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和元年 7 月 2 日 専決

亀岡市長 桂 川 孝 裕

記

- 1 損害賠償の額 1 6 7 , 1 9 4 円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 4 3 歳男性
- 3 事故の概要

平成 3 0 年 9 月 2 日 午後 0 時 4 0 分 頃、東つつじヶ丘都台 1 丁目地内の市道つつじヶ丘 2 号線を原動機付自転車で走行中、道路のくぼみに車輪を取られて転倒し、身体及び車両が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 167,194円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 43歳男性

3 事故の概要

平成30年9月2日午後0時40分頃、東つつじヶ丘都台1丁目地内の市道つつじヶ丘2号線を原動機付自転車で走行中、道路のくぼみに車輪を取られて転倒し、身体及び車両が損傷した。